

長野県告示第617号

平成18年11月22日専決処分した平成18年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成18年12月28日

長野県知事 村 井 仁

平成18年度長野県一般会計補正予算(第4号)

歳入歳出予算補正

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
1 県 税	2150 億 5896 万 9 千円	2707 万 7 千円	2150 億 8604 万 6 千円
14 諸 収 入	764 億 9158 万 8 千円	1 億 円	765 億 9158 万 8 千円
歳入合計	8594 億 1345 万 4 千円	1 億 2707 万 7 千円	8595 億 4053 万 1 千円

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費	813 億 2452 万 4 千円	1 億 2707 万 7 千円	814 億 5160 万 1 千円
歳出合計	8594 億 1345 万 4 千円	1 億 2707 万 7 千円	8595 億 4053 万 1 千円

財 政 課

長野県告示第618号

平成18年12月25日成立した平成18年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成18年12月28日

長野県知事 村 井 仁

平成18年度長野県一般会計補正予算(第5号)

1 歳入歳出予算補正

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
1 県 税	2150 億 8604 万 6 千円	1 億 7214 万 8 千円	2152 億 5819 万 4 千円
5 地 方 交 付 税	2297 億 6613 万 8 千円	5 億 5567 万 3 千円	2303 億 2181 万 1 千円
9 国 庫 支 出 金	1070 億 57 万 1 千円	10 億 6342 万 2 千円	1080 億 6399 万 3 千円
10 財 産 収 入	28 億 4396 万 9 千円	72 万 円	28 億 4468 万 9 千円
14 諸 収 入	765 億 9158 万 8 千円	122 万 2 千円	765 億 9281 万 円
15 県 債	818 億 8413 万 3 千円	7 億 9100 万 円	826 億 7513 万 3 千円
歳入合計	8595 億 4053 万 1 千円	25 億 8418 万 5 千円	8621 億 2471 万 6 千円

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費	354 億 9617 万 1 千円	3 億 879 万 6 千円	358 億 496 万 7 千円
3 民 生 費	814 億 5160 万 1 千円	388 万 円	814 億 5548 万 1 千円
4 衛 生 費	163 億 489 万 1 千円	6845 万 8 千円	163 億 7334 万 9 千円
6 生 活 環 境 費	68 億 4881 万 1 千円	844 万 2 千円	68 億 5725 万 3 千円
7 農 林 水 産 業 費	468 億 1907 万 2 千円	872 万 6 千円	468 億 2779 万 8 千円
8 商 工 費	663 億 1634 万 2 千円	3 億 76 万 4 千円	666 億 1710 万 6 千円
9 土 木 費	1222 億 2359 万 7 千円	18 億 900 万 5 千円	1240 億 3260 万 2 千円
10 警 察 費	441 億 8467 万 5 千円	65 万 6 千円	441 億 8533 万 1 千円
11 教 育 費	2029 億 7407 万 9 千円	1328 万 1 千円	2029 億 8736 万 円
12 災 害 復 旧 費	207 億 6789 万 2 千円	6217 万 7 千円	208 億 3006 万 9 千円
歳出合計	8595 億 4053 万 1 千円	25 億 8418 万 5 千円	8621 億 2471 万 6 千円

2 繰越明許費補正

県営かんがい排水事業費ほか42件 金額 137 億 3326 万 9 千円

3 債務負担行為補正

県・市町村共同電子申請・届出サービス提供事業 限度額 8 億 1084 万 6 千円

4 地方債補正

河川事業費ほか1件 限度額 7億9100万円

平成18年度長野県流域下水道事業費特別会計補正予算(第3号)

1 歳入歳出予算補正

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
1 負担金	46億3937万8千円	6175万円	47億112万8千円
2 国庫支出金	16億4700万円	1億3350万円	17億8050万円
3 繰入金	19億6249万8千円	75万円	19億6324万8千円
5 県債	16億4300万円	6100万円	17億400万円
歳入合計	99億5618万6千円	2億5700万円	102億1318万6千円

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 流域下水道事業費	70億1818万7千円	2億5700万円	72億7518万7千円
歳出合計	99億5618万6千円	2億5700万円	102億1318万6千円

2 債務負担行為補正

流域下水道事業 限度額 1億8800万円

3 地方債補正

流域下水道事業費 限度額 6100万円

財政課

長野県告示第619号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第5条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定します。

平成18年12月28日

長野県知事 村井 仁

1 指定する区域

埴科郡坂城町大字中之条字豊饒堂1355番1の一部

2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第18条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称

ふっ素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則第18条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物

水環境課

長野県告示第620号

園芸特産振興事業補助金交付要綱(昭和49年長野県告示第226号)の一部を次のように改正し、平成18年度の補助金から適用します。

平成18年12月28日

長野県知事 村井 仁

第4に次の1項を加える。

4 補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)は、第1項の申請書を提出するに当たっては、各事業実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和

63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない各事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

第8第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を第6項とし、第8第3項の次に次の2項を加える。

4 第4第4項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、第4第4項ただし書に該当した各事業実施主体について、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

5 第4第4項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を仕入れに係る消費税等相当額報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

園芸特産課

長野県告示第621号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成19年1月19日まで、長野県土木部道路課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年12月28日

長野県知事 村井 仁

1(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 152号

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡大鹿村大字鹿塩4344番の564地先から 下伊那郡大鹿村大字鹿塩4344番の73地先まで	旧	m 4.5~13.1	km 0.2673
同 上	新	4.5~13.1 3.0~ 9.8	0.2673 0.3410

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 青木東線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市鼎上山3552番の2地先から 飯田市鼎上山3578番地先まで	旧	m 4.4~16.2	km 0.2530
同 上	新	16.0~16.2	0.2530

道 路 課

長野県告示第622号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成19年1月19日まで、長野県土木部道路課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年12月28日

長野県知事 村井 仁

1(1) 道路の種類 国道

(2) 路線名 361号

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡木曾町新開4001番の5地先から 木曾郡木曾町新開4028番の11地先まで	旧	m 10.0~57.0	km 0.2326
同 上	新	11.5~47.0	0.2326

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 上松御岳線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡上松町大字小川3568番の153地先から 木曾郡上松町大字小川3568番の160地先まで	旧	m 6.2~14.0	km 0.0928
同 上	新	17.3~23.2	0.0928

道 路 課

長野県告示第623号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成19年1月19日まで、長野県土木部道路課及び長野県中野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年12月28日

長野県知事 村井 仁

1(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 292号

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
中野市大字壁田字上河原1541番地先から 中野市大字壁田字谷地1463番地先まで	旧	m 14.0~23.4	km 0.1503
同 上	新	14.0~36.0	0.1503

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 壁田松崎線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
中野市大字壁田字谷地1479番地先から 中野市大字間瀬字冷泥359番の4地先まで	旧	m 9.6~17.0	km 0.1625
同 上	新	9.6~25.0	0.1625

3(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 奥志賀公園線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下高井郡山ノ内町大字平穂字東館7149番の16地先から 下高井郡山ノ内町大字平穂字東館7149番の16地先まで	旧	m 9.6~56.0	km 1.7278
同 上	新	10.5~61.0	1.3800
同 上	新	10.5~61.0	1.3800

道路課

長野県告示第624号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成19年1月19日まで、長野県土木部道路課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年12月28日

長野県知事 村井 仁

- 1 (1) 路線名 361号
- (2) 供用を開始する区間
木曾郡木曾町新開4001番の5地先から
木曾郡木曾町新開4028番の11地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成18年12月28日
- 2 (1) 路線名 上松御岳線
- (2) 供用を開始する区間
木曾郡上松町大字小川3568番の153地先から
木曾郡上松町大字小川3568番の160地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成18年12月28日

道路課

長野県告示第625号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成19年1月19日まで、長野県土木部道路課及び長野県中野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年12月28日

長野県知事 村井 仁

- 1 路線名 豊野中野線
- 2 供用を開始する区間
中野市大字壁田字谷地1428番の1地先から
中野市大字壁田字谷地1484番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成18年12月28日

道路課

長野県告示第626号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成18年12月28日

長野県知事 村井 仁

- 1 土砂災害警戒区域の名称
桜沢1、中の沢1、中の沢2、会下沢1、蟹沢1、大円寺川1、日向川2、日向川1、延徳沢1、新野沢1、新野沢2、日向沢1、日向沢2、間山沢1、間山沢2、日影沢1、真引川1、真引川2、十二川沢1、管峠沢1、岸梨川1、岸梨川2、丸山沢1、更科川1、更科川2、更科川3、更科川4、上ノ山ノ沢1、野嶽沢1、御座石沢1、上小田中沢1、高梨沢1及び高梨沢2
- 2 指定の区域
中野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県中野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第627号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成18年12月28日

長野県知事 村井 仁

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称
桜沢1、中の沢1、中の沢2、会下沢1、蟹沢1、大円寺川1、日向川2、日向川1、延徳沢1、新野沢1、新野沢2、日向沢1、間山沢1、間山沢2、日影沢1、真引川1、真引川2、十二川沢1、管峠沢1、岸梨川1、岸梨川2、丸山沢1、更科川1、更科川2、更科川3、更科川4、上ノ山ノ沢1、御座石沢1、上小田中沢1、高梨沢1及び高梨沢2
- 2 指定の区域
中野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県中野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）
- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第628号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成18年12月28日

長野県知事 村 井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

桜沢1、桜沢2、桜沢4、桜沢5、大熊1、大熊2、大熊3、大熊4、北大熊1、北大熊2、北大熊3、北大熊5、北大熊6、新野1、新野2、津島1、津島2、津島3、間山3、間山4、間山5、間山6、間山7、間山8、新野5、新野6、高遠1、更科1、更科2、更科3、東山団地1、東山団地2、東山団地3、東山団地4、東山団地5、東山団地6、東山1、東山2、東山3、東山4、東山5、栗和田1、栗和田3、栗和田4及び栗和田5

2 指定の区域

中野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県中野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂 防 課

長野県告示第629号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成18年12月28日

長野県知事 村 井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

桜沢1、桜沢2、桜沢4、桜沢5、大熊1、大熊2、大熊3、大熊4、北大熊1、北大熊2、北大熊3、北大熊5、北大熊6、新野1、新野2、津島1、津島2、津島3、間山3、間山4、間山5、間山6、間山7、間山8、新野5、新野6、高遠1、更科1、更科2、更科3、東山団地1、東山団地2、東山団地3、東山団地4、東山団地5、東山団地6、東山1、東山2、東山3、東山4、東山5、栗和田1、栗和田3、栗和田4及び栗和田5

2 指定の区域

中野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県中野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂 防 課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年12月28日

長野県知事 村 井 仁

1 申請のあった年月日

平成18年12月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ふくろうSUWA

3 代表者の氏名

義 経 恵美子

4 主たる事務所の所在地

諏訪市高島一丁目28番22号

5 定款に記載された目的

本会は、障害者や子供その家族、地域住民に対して自立と社会参加、生活支援、一時預かり、権利の擁護に関する事業と、それらを支えるためのネットワーク作りを行ない、福祉の増進に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年12月28日

長野県知事 村 井 仁

1 申請のあった年月日

平成18年12月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人伊那ハーレンバレーパカパカ塾

3 代表者の氏名

春 日 幸 雄

4 主たる事務所の所在地

長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪字一の宮16262番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、地域や希望するすべての子どもたちに対して、ポニー飼育を中心とする体験学習等の事業を行い、その健全育成に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課